運送事業者に対する行政処分(令和6年9月分) (自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般乗合	令和6年9月3日	北陸鉄道株式会社(法人 番号1220001006411) 代 表者宮岸武司	石川県金沢市広岡3 丁目1番1号	金沢営業所南部支所	石川県白山市安養 寺町二30番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年8月8日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

[※]事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。